

(案)

別紙

新	旧
---	---

別 紙

医療提供体制推進事業費補助金交付要綱

(通則)

1～3 (略)

(交付の対象事業)

4

(1) ア～サ (略)

シ 病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進事業

(2) ～ (7) ア (キ) (略)

(ク) 病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進設備整備事業

(7) イ～ (9) (略)

(事業者)

5 (略)

別表 1

1 事業分類	2 事業区分	3 事業者
(1) 救急医療対策事業	(略)	(略)
	(略)	
	ア 小児初期救急 センター運営事業	
	イ 共同利用型病院 運営事業	
	オ 小児救命救急 センター運営事業	
	カ ドクターヘリ導入 促進事業	

別 紙

医療提供体制推進事業費補助金交付要綱

(通則)

1～3 (略)

(交付の対象事業)

4

(1) ア～サ (略)

(新規)

(2) ～ (7) ア (キ) (略)

(新規)

(7) イ～ (9) (略)

(事業者)

5 (略)

別表 1

1 事業分類	2 事業区分	3 事業者
(1) 救急医療対策事業	(略)	(略)
	(略)	
	ア 小児初期救急 センター運営事業	
	イ 共同利用型病院 運営事業	
	オ 小児救命救急 センター運営事業	
	カ ドクターヘリ導入 促進事業	

新			旧		
	キ 救急救命士病院 実習受入促進事業 サ 救急患者退院 コーディネーター事業 <u>シ 病院間の患者搬送 のための病院救急車活用 促進事業</u>		キ 救急救命士病院 実習受入促進事業 サ 救急患者退院 コーディネーター事業 <u>(新規)</u>		
(2) ~ (6) (略)	(略)	(略)	(2) ~ (6) (略)	(略)	(略)
(7) 医療提供体制設備 整備費	ア (キ) 小児集中治療 室設備整備事業 <u>(ク) 病院間の患者 搬送のための病院救急車 活用促進設備整備事業</u> イ 小児救急遠隔医療設 備整備事業 エ (イ) 地域医療支援 病院の共同利用部門 オ (ウ) N B C 災害・ テロ対策設備整備事業 (オ) 災害拠点精神 科病院等設備等整備事業 (キ) 災害・感染症 医療業務従事者派遣設備 整備事業 (略)	(略)	(7) 医療提供体制設備 整備費	ア (キ) 小児集中治療 室設備整備事業 <u>(新規)</u> イ 小児救急遠隔医療設 備整備事業 エ (イ) 地域医療支援 病院の共同利用部門 オ (ウ) N B C 災害・ テロ対策設備整備事業 (オ) 災害拠点精神 科病院等設備等整備事業 (キ) 災害・感染症 医療業務従事者派遣設備 整備事業 (略)	(略)
	(略)			(略)	
(8) ~ (9) (略)	(略)	(略)	(8) ~ (9) (略)	(略)	(略)
(注1) ~ (注3) 略			(注1) ~ (注3) 略		
(交付額の算定方法)			(交付額の算定方法)		
6 (1) ①~④ (略)			6 (1) ①~⑧ (略)		

新	旧
⑤ 4の(1)のエの事業 ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。 イ アにより選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数a <u>(別表2の第3欄がドクターカーの場合は、4分の3)</u> を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数b <u>(別表2の第3欄がドクターカーの場合は、3分の2)</u> を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。 6 (1) ⑥～⑧ (略) <u>⑨ 4の(1)のシの事業</u> <u>ア 都道府県が実施する事業</u> <u>(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。</u> <u>(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。</u> <u>イ 都道府県が補助する事業</u> <u>(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。</u> <u>(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付算定基礎額とする。</u>	⑤ 4の(1)のエの事業 ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。 イ アにより選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数a を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数b を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。 6 (1) ⑥～⑧ (略) <u>(新規)</u>

新	旧
(2) ～ (6) (略) (7) 医療提供体制設備整備事業の交付算定基礎額は、次のアから<u>ソ</u>により算出された額とする。 ア 4の(7)のア(<u>アの(ウ)、(キ)及び(ク)の事業を除く</u>)からウ(ウの(ウ)の事業を除く)、オの(ア) (医療機器等の整備に限る。)及び(イ) (医療機器等の整備に限る。)並びにクの事業 (ア) 別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。 (イ) (ア)により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数a <u>(4の(7)のアの(エ)のうち別表2の第3欄がドクターカーの場合は、4分の3)</u>を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数b <u>(4の(7)のアの(エ)のうち別表2の第3欄がドクターカーの場合は、3分の2)</u>を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。 ア～セ (略) <u>ソ 4の(7)のアの(ク)の事業</u> <u>ア 都道府県が実施する事業</u> <u>(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。</u> <u>(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の</u>	(2) ～ (6) (略) (7) 医療提供体制設備整備事業の交付算定基礎額は、次のアから<u>セ</u>により算出された額とする。 ア 4の(7)のア(<u>アの(ウ)及び(キ)の事業を除く</u>)からウ(ウの(ウ)の事業を除く)、オの(ア) (医療機器等の整備に限る。)及び(イ) (医療機器等の整備に限る。)並びにクの事業 (ア) 別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。 (イ) (ア)により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。 ア～セ (略) <u>(新規)</u>

新	旧
---	---

収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

ii (略)

別表2

1 事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
(1) 救急医療対策事業	ア～ウ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	エ 救命救急センター運営事業	救命救急センター～地域救命救急センター	(略)	(略)	(略)
	エ 救命救急センター運営事業	ドクターカー	ドクターカーの運転手を確保する場合 4,701千円×確保月数 ／12	ドクターカーの運用に必要な給与費 (職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料)、消耗品費、燃料費、委託費、租税公課(自動車税、自動車重量税)	2分の1
	オ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ii (略)

別表2

1 事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
(1) 救急医療対策事業	ア～ウ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	エ 救命救急センター運営事業	救命救急センター～地域救命救急センター	(略)	(略)	(略)
	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
	オ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

新						旧					
	カ ドク ターヘリ 導入促進 事業	—	次の（１）及び （２）により算 出された額の合 計額とする。 （１） 日中飛行 分 ① ドクターヘリ 運航経費 １か所当たり <u>ただし、長崎 県にあって は、１００、 ０００千円を 加算した額と する。</u> ア 位置情報把 握システムを 利用している 場合 （ア）年間飛行 時間５０時間未 満 <u>291,656</u> 千 円×運営月 数／１２ （イ）年間飛行 時間５０時間以 上１００時間未 満 <u>299,156</u> 千 円×運営月 数／１２ （ウ）年間飛行	（略）	（略）		カ ドク ターヘリ 導入促進 事業	—	次の（１）及び （２）により算 出された額の合 計額とする。 （１） 日中飛行 分 ① ドクターヘリ 運航経費 １か所当たり ア 位置情報把 握システムを 利用している 場合 （ア）年間飛行 時間 <u>５０</u> 時間未 満 <u>273,836</u> 千 円×運営月 数／１２ （イ）年間飛行 時間５０時間以 上１００時間未 満 <u>281,336</u> 千 円×運営月 数／１２ （ウ）年間飛行	（略）	（略）

新					旧						
			時間100時間以上150 時間未満 <u>309,156</u> 千 円×運営月 数／12 (エ) 年間飛行 時間150時間以上200時間未満 <u>319,156</u> 千 円×運営月 数／12 (オ) 年間飛行 時間200時間以上250時間未満 <u>329,156</u> 千 円×運営月 数／12 (カ) 年間飛行 時間250時間以上300時間未満 <u>339,156</u> 千 円×運営月 数／12 (キ) 年間飛行 時間300時間以上350時間未満 <u>349,156</u> 千 円×運営月 数／12 (ク) 年間飛行						時間100時間以上150 時間未満 <u>288,836</u> 千 円×運営月 数／12 (エ) 年間飛行 時間150時間以上200時間未満 <u>296,336</u> 千 円×運営月 数／12 (オ) 年間飛行 時間200時間以上250時間未満 <u>303,836</u> 千 円×運営月 数／12 (カ) 年間飛行 時間250時間以上300時間未満 <u>311,336</u> 千 円×運営月 数／12 (キ) 年間飛行 時間300時間以上350時間未満 <u>318,836</u> 千 円×運営月 数／12 (ク) 年間飛行		

新					旧				
			時間350時間以上 <u>359,156</u> 千 円×運営月 数／12					時間350時間以上 <u>326,336</u> 千 円×運営月 数／12	
			イ 位置情報把握システムを利用していない場合 (ア) 年間飛行時間50時間未満 <u>289,856</u> 千 円×運営月 数／12					イ 位置情報把握システムを利用していない場合 (ア) 年間飛行時間50時間未満 <u>272,036</u> 千 円×運営月 数／12	
			(イ) 年間飛行時間50時間以上100時間未満 <u>297,356</u> 千 円×運営月 数／12					(イ) 年間飛行時間50時間以上100時間未満 <u>279,536</u> 千 円×運営月 数／12	
			(ウ) 年間飛行時間100時間以上150時間未満 <u>307,356</u> 千 円×運営月 数／12					(ウ) 年間飛行時間100時間以上150時間未満 <u>287,036</u> 千 円×運営月 数／12	
			(エ) 年間飛行時間150時間以上200時間未満 <u>317,356</u> 千 円×運営月					(エ) 年間飛行時間150時間以上200時間未満 <u>294,536</u> 千 円×運営月	

新						旧					
			数／12						数／12		
			(才) 年間飛行 時間200時間以 上250時間未満 <u>327,356</u> 千 円×運営月 数／12						(才) 年間飛行 時間200時間以 上250時間未満 <u>302,036</u> 千 円×運営月 数／12		
			(カ) 年間飛行 時間250時間以 上300時間未満 <u>337,356</u> 千 円×運営月 数／12						(カ) 年間飛行 時間250時間以 上300時間未満 <u>309,536</u> 千 円×運営月 数／12		
			(キ) 年間飛行 時間300時間以 上350時間未満 <u>347,356</u> 千 円×運営月 数／12						(キ) 年間飛行 時間300時間以 上350時間未満 <u>317,036</u> 千 円×運営月 数／12		
			(ク) 年間飛行 時間350時間以 上 <u>357,356</u> 千 円×運営月 数／12						(ク) 年間飛行 時間350時間以 上 <u>324,536</u> 千 円×運営月 数／12		
			②～⑤ (略)						②～⑤ (略)		
			(2) ①ドクターヘ リ運航経費						(2) ①ドクターヘ リ運航経費		

新						旧					
			1 か所当たり <u>33,343</u> 千円× 運営月数 ／12 ②～③（略）						1 か所当たり <u>33,508</u> 千円× 運営月数 ／12（略） ②～③（略）		
	キ～サ （略）	（略）	（略）	（略）	（略）		キ～サ （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	<u>シ 病院 間の患者 搬送のた めの病院 救急車活 用促進事 業</u>	<u>二</u>	<u>病院救急車の 運転手を確保 する場合 4,701千円×確 保月数／12</u>	<u>病院間の患者搬送 のための病院救急 車活用促進事業に 必要な給与費(職員 基本給、職員諸手 当、非常勤職員手 当、社会保険料)、 備品購入、通信運 搬費、借料及び損 料、消耗品費等</u>	<u>2 分の 1</u>		<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新 規)</u>
(2) ～ (6) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(2) ～ (6) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(7) 医 療 提 供 体 制 設 備 整 備 事業	ア(ア)～ (ウ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(7) 医療提供 体制設備 整備事業	ア(ア)～ (ウ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(エ) 救 命救急セ ンター設 備整備事 業	医療機 器、心電 図受信装 置、無線 装置	(略)	(略)	(略)		(エ) 救 命救急セ ンター設 備整備事 業	医療機 器、心電 図受信装 置、無線 装置	(略)	(略)	(略)
	<u>(エ) 救 命救急セ ンター設 備整備事</u>	<u>ドクター カー</u>	<u>1 か所当たり 58,737千円</u>	<u>ドクターカー及び ドクターカーに搭 載する医療機器等 の購入費</u>	<u>2 分の 1</u>		<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新 規)</u>

新	旧
---	---

	業 (ク) 病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進設備整備事業	病院救急車	1 か所あたり 26,966千円	病院救急車及び病院救急車に搭載する医療機器等の購入費	2 分の 1
(8)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(9) 医療コンテナ活用促進事業	医療コンテナ活用促進事業	—	1 か所あたり 11,227千円	医療コンテナ及びコンテナに搭載する医療用資器材・その他資器材の購入・運搬・設置料	2分の1
(8)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(9) 医療コンテナ活用促進事業	医療コンテナ活用促進事業	—	1 か所あたり 11,227千円	医療コンテナ及びコンテナに搭載する医療用資器材・その他資器材の賃借料、運搬・設置料、謝金（効果検証に必要なものに限る。）	3分の1

別表 3

1 事業分類	2 事業区分	3 係数 a	4 係数 b
(略)	(略)	(略)	(略)

(交付基礎額の下限)

7～16 (略)

(別添 1)～(別添 3) (略)

第 1 号様式～第 6 号様式 (略)

別表 3

1 事業分類	2 事業区分	3 係数 a	4 係数 b
(略)	(略)	(略)	(略)

(交付基礎額の下限)

7～16 (略)

(別添 1)～(別添 3) (略)

第 1 号様式～第 6 号様式 (略)

新	旧
---	---